

# 第10次鹿角市交通安全計画の概要

## 【策定の趣旨】

「交通安全対策基本法」を根拠に、国の「第10次交通安全基本計画」、県の「第10次秋田県交通安全計画」に基づき、市、県、警察等で構成する鹿角市交通安全対策会議を経て「第10次鹿角市交通安全計画」を策定する。

## 【計画の性格】

- ・交通安全対策基本法第26条の規定に基づく計画
- ・本市の交通安全施策の大綱

## 【策定スケジュール】

平成28年	3月31日	第10次交通安全基本計画の決定（国）
〃	8月4日	第10次秋田県交通安全計画の決定（県）
〃	10月4日	鹿角市交通安全対策会議（市計画案作成）
〃	10月6日～11月4日	パブリックコメント実施
〃	12月2日	第10次鹿角市交通安全計画策定

## 【計画の基本理念】

- 人命尊重の理念に基づき、交通事故のない鹿角市を目指します。
- 「人優先」を基本とし、交通社会を構成する人間、交通機関および交通環境の相互の関連を重視しながら、施策を総合的かつ継続的に推進します。
- 成果目標を設定し、市民の理解と協力のもと、関係機関・団体が共働\*で施策を推進します。

※ 共働は第6次鹿角市総合計画におけるまちづくりの基本理念であり、市民、自治会、市民団体、企業や行政などが同じ視点で責任と役割を認識しながら、課題解決に向け共に活動を進めることを意味します。

## 【計画の期間】

平成28年度～平成32年度（5年間）

## 【計画における目標】

第10次計画の目標

- 目 標…道路交通事故のない社会
- 目標値…交通事故死者数 0人継続  
1年間の交通事故負傷者数 42人以下

※ 参 考：第9次計画期間事故発生状況

	目標	H23	H24	H25	H26	H27
事 故 件 数	—	73件	52件	65件	53件	43件
死 者 数	0人	0人	1人	1人	4人	3人
負 傷 者 数	75人	90人	67人	82人	66人	45人

## 【交通安全の対策】

○交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項

- ・ 市民自らの意識改革
- ・ 高齢者および子どもの安全確保
- ・ 歩行者および自転車の安全確保
- ・ 生活道路における安全確保

○交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- ・ 実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ・ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

○実施する施策

施 策	主 な 内 容
1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (3) 効果的な交通安全教育の推進 (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (5) 住民の参加・共働による推進
2 安全運転の確保	(1) 運転者教育等の充実 (2) 道路交通に関する情報の充実
3 道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全で安心な歩行空間の整備 (2) 改良等による道路交通環境の整備 (3) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
4 道路交通秩序の維持	(1) 交通指導取締りの強化等 (2) 暴走行為等対策の強化
5 踏切道における安全対策	(1) 安全意識の啓発 (2) 踏切道における交通規制の実施 (3) 踏切道の改良および統廃合の推進
6 救助・救急活動の充実	(1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急救命士の養成・配置等 (3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (4) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実 (5) 救急関係機関の協力の確保等
7 被害者支援の充実	(1) 交通事故相談活動の充実 (2) 自動車事故被害者に対する救済・援護措置の充実